

盛岡市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

平成 30 年 2 月 13 日
子ども未来部

盛岡市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）が、計画期間の中間年を迎えることから、教育・保育の量の見込み及び確保方策等について、必要な見直しを行おうとするものである。

1 見直しの趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、本市が、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定してから 2 年が経過したところであるが、計画策定時に見込んだ教育・保育の需要量と実績にかい離が生じていることから、国が示した計画見直しの指針に基づき、平成 30・31 年度の量の見込み及び確保方策の見直しを行うものである。

また、子どもの貧困及び児童虐待などの課題の重要性が高まってきていることを踏まえ、これらの課題に対する取組の強化を図るため、必要な事項を計画に盛り込もうとするものである。

2 計画の改訂方法

とりまとめた見直し内容を、現行計画に、新たに「第 6 章 盛岡市子ども・子育て支援事業計画の見直し」として章を立てて追記する。

3 見直し案

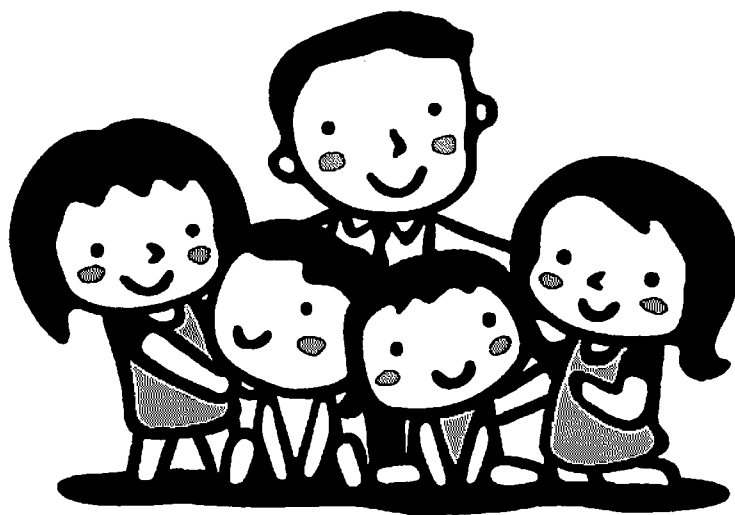
別紙「盛岡市子ども・子育て支援事業計画 改訂版（案）」のとおり。

4 今後のスケジュール

平成 30 年 2 月	市議会議員全員協議会
2～3 月	パブリックコメント
3 月	市長決裁

盛岡市子ども・子育て支援事業計画
改訂版

(案)



平成 年 月

盛岡市

第6章 盛岡市子ども・子育て支援事業計画の見直し

1 見直しの趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づき、本市が、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から31年度まで）を策定してから2年が経過しました。

この間、市は、本計画に基づき、最優先の課題である待機児童対策をはじめとして、妊娠から子育てまで切れ目ない支援を提供するための子育て世代包括支援センターの設置や、医療費給付の対象拡大などに取り組んできたほか、平成29年度からは子ども未来部を新設し、子育て支援の充実と市民の利便性の向上を図ってまいりました。

国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、取組期間の中間年を目安に、計画策定時に見込んだ教育・保育の需要量と、実際の市民の利用希望とにかい離が生じている場合には、見直しを行うこととされています。

本市では、この指針及びこの指針に基づいて国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」に沿って、教育・保育の見直しの要否について検討を行い、見直しが必要であると判断をしたものです。

また、社会情勢の変化などを背景に、子どもの貧困及び児童虐待などの課題への対応の重要性が高まってきていることを踏まえ、本計画の中間年の見直しに併せ、必要な事項を計画に盛り込み、取組の強化を図ろうとするものです。

2 見直しの視点とその必要性

(1) 教育・保育

教育・保育について、計画における量の見込みに対する、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値の割合を確認したところ、一部10%以上のかい離が認められましたことから、算定の基礎となる児童人口の再推計のほか、女性就業率の段階的上昇に伴う保育需要の拡大も見込みながら、教育・保育の量の見込みの再推計を行い、確保方策をあらためて検討する必要があります。

(2) その他

ア 放課後の子どもの居場所づくり

市が平成28年度と平成29年度に実施した「児童の放課後の居場所調査」では、全体児童数は0.3%減少しましたが、居場所が必要な児童数は8.8%増加しました。

市においては、こうした結果を基に、放課後に居場所を必要としている子どもの実態を把握し、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館・児童センターなどの多様な取組内容を踏まえ、その地区に必要なとされる居場所を検討し、計画的に整備を推進するとともに、安全・安心に放課後を過ごせるよう環境整備も進める必要があります。

児童の放課後の居場所調査の結果

両親が共働き等で日中家庭にいないため、放課後の居場所確保が必要と思われる児童の状況（自宅に面倒を見てくれる祖父母等がいる児童を除く）

<平成28年度>

区分	自宅で 過ごす児童	親戚等と 過ごす児童	施設等を利用する児童			合計	全体 児童数
			児童センター	放課後児童クラブ	左記以外		
河北地区	752	148	472	455	138	1,965	3,787
河南地区	290	29	186	210	39	754	1,619
厨川地区	706	98	521	103	76	1,504	3,160
盛南地区	502	56	195	317	71	1,141	2,556
都南地区	725	75	497	54	111	1,462	2,816
玉山地区	92	13	292	5	0	402	568
計(市全域)	3,067	419	2,163	1,144	435	7,228	14,506

<平成29年度>

区分	自宅で 過ごす児童	親戚等と 過ごす児童	施設等を利用する児童			合計	全体 児童数
			児童センター	放課後児童クラブ	左記以外		
河北地区	827	166	470	430	150	2,043	3,782
河南地区	347	39	209	216	52	863	1,560
厨川地区	855	117	605	133	62	1,772	3,142
盛南地区	484	55	151	391	67	1,148	2,614
都南地区	825	65	578	64	83	1,615	2,805
玉山地区	76	14	330	6	0	426	564
計(市全域)	3,414	456	2,343	1,240	414	7,867	14,467

イ 児童虐待防止

全国的に児童虐待相談対応件数が年々増加しており、本市においては、平成28年度対応ケースが、173件（前年比32件増）となっています。また、岩手県福祉総合相談センターにおける平成28年度の虐待相談受理件数は651件（前年比229件増）、そのうち304件、46%（前年比91件増）が当市児童分となっている状況です。

国は、市区町村が身近な場所で子どもや保護者を継続的に支援していくことが重要であるとし、児童相談所の設置自治体を中核市まで拡大することをはじめとして、子育て世代包括支援センターの法定化や児童相談所からの市町村への事案送致の新設、子ども家庭総合支援拠点の新設などについて法整備を行ってきているところです。

こうした状況を踏まえ、児童虐待の防止対策について、本計画に盛り込み、取組を強化する必要があります。

ウ 子どもの貧困対策

平成25年国民生活基礎調査によれば、子どもの貧困率は16.3%であり、特に、ひとり親世帯の貧困率は54.6%と極めて高い状況にあることが明らかになりました。その後、平成28年の同調査では、子どもの貧困率は13.9%と改善しましたが、依然として深刻な状態にあります。

岩手県では、平成28年3月に「いわての子ども貧困対策推進計画」を策定し、各般の取組を推進しています。

こうした中、本市では、平成27年度と28年度に、岩手県立大学との協働により「ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査研究」を実施しました。これにより、本市の母子世帯の母と子どもの生活実態や生活意識、貧困に繋がる要因と課題などが、一定程度把握できました。

また、子ども食堂や学習支援など、民間団体が主体となった子どもの貧困対策・子どもの居場所づくりの取組も活発化してきているところです。

こうした状況を踏まえ、子どもの貧困対策の強化を本計画に盛り込むとともに、計画的・総合的に取組を推進する必要があります。

3 教育・保育

今回の見直しに当たっては、まず、現計画の基礎となっている、児童人口の推計値について、計画策定時の推計値と実績値にかい離が見られたため、最近の児童人口の推移を踏まえ、平成30年度以降の児童人口について再度推計を行いました。

さらに、再計算後の児童人口を前提とし、児童人口に対する教育・保育を必要とする児童数の割合の直近の実績や、女性就業率の上昇傾向を考慮し、平成30年度以降の教育・保育の需要量（量の見込み）を算出しました。

また、算出された教育・保育の量の見込みを受け、今後の適切な施設の整備や事業の見込み量（教育・保育の確保方策）について再検討を行いました。

(1) 児童人口の見直し

児童人口の推計に当たっては、住民基本台帳の年齢別人口の実績をもとに、次の手順（コーホート変化率法）により、算出しました。

- ① 平成26～平成28年度の各年度における住民基本台帳の年齢別人口について、各年齢ごとに翌年度の同集団（+1歳）の人口とを比較し、その変化率（コーホート変化率）を求める。
- ② 上記3か年におけるコーホート変化率の平均値を、平成29年度の年齢別人口にそれぞれ乗じることで、平成30年度の各年齢の推計児童数を算出。平成31年度についても、同様に算出。

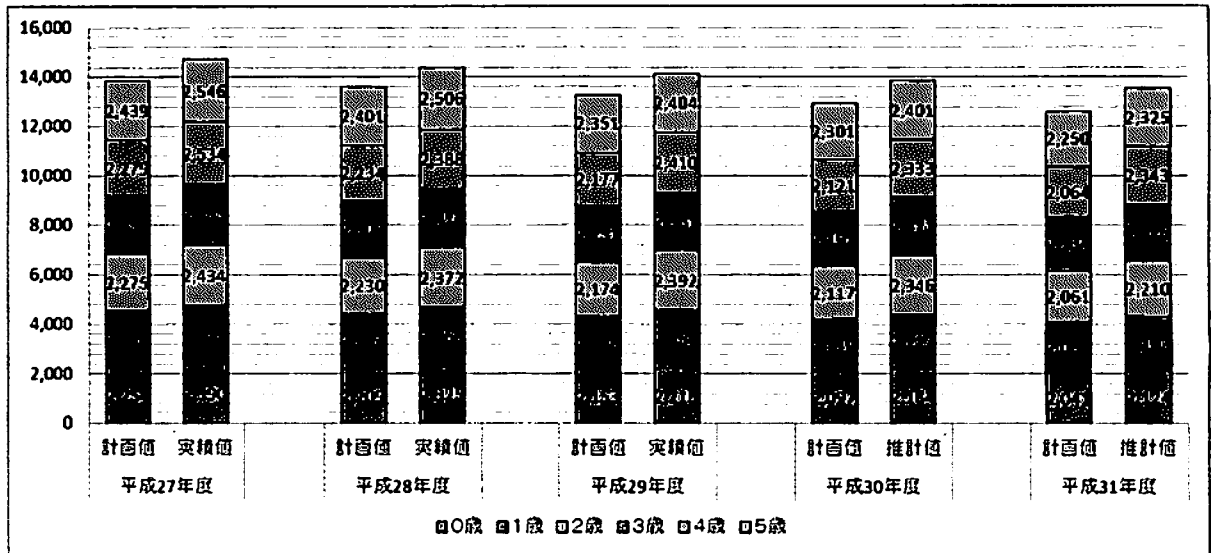
推計の結果は、次のとおりです。全体的な傾向としては見直し前と同様に減少傾向となっていますが、各年度とも見直し前よりも見直し後の児童人口の方が多くなっており、6%程度のかい離が見られます。

【見直し後の児童人口】（H27～H29は実績値，H30～H31は推計値）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	2,390	2,325	2,218	2,184	2,124
1歳	2,377	2,368	2,354	2,217	2,183
2歳	2,434	2,372	2,392	2,346	2,210
3歳	2,435	2,414	2,361	2,371	2,325
4歳	2,534	2,388	2,410	2,333	2,343
5歳	2,546	2,506	2,404	2,401	2,325
	14,716	14,373	14,139	13,852	13,510

【見直し前の児童人口】

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	2,254	2,209	2,153	2,097	2,041
1歳	2,277	2,232	2,175	2,119	2,062
2歳	2,275	2,230	2,174	2,117	2,061
3歳	2,356	2,309	2,251	2,192	2,134
4歳	2,279	2,234	2,177	2,121	2,064
5歳	2,439	2,401	2,351	2,301	2,250
	13,880	13,615	13,281	12,947	12,612



(2) 教育・保育の需要量の見直し

教育・保育の需要量（量の見込み）は、各認定区分（1～3号）ごとに、推計した児童人口に「児童数に対する支給認定児童数の割合」（以下、支給認定割合という）を乗じて求めることとしました。支給認定割合の決定に当たり、平成28年度における実績値を確認したところ、保育に係る支給認定割合について、当初計画値との間にかい離が見られ、当初の想定を超えて保育を必要とする子どもの割合が高くなっている実態が明らかになりました。このため、今後の量の見込み算定に当たっては、平成28年度における支給認定割合の実績値を基礎とすることとしました。

また、国は平成29年6月2日に「子育て安心プラン」を公表し、「M字カーブ」を解消するため、平成34年度末までに25歳～44歳の女性就業率80%に対応できる受け皿を整備することとしていることから、本市の女性就業率についても、平成34年度末に80%に達するものと想定し、現状とのギャップが毎年均等に解消されていくものと見込みました。

働く女性の割合の上昇は、働く母親の割合の上昇につながり、さらに保育に係る支給認定割合（2号及び3号認定）の上昇につながると見込まれます。今回は、女性就業率の上昇と保育に係る支給認定割合の上昇が比例するものと仮定し、補正を行いました。

結果求められた、教育・保育の需要量は、次ページの認定区分別児童数表及びグラフのとおりです。教育希望（1号認定）については、平成27年度以降減少傾向、保育希望（2・3号認定）については、平成28～29年度をピークに減少傾向となる見込みです。

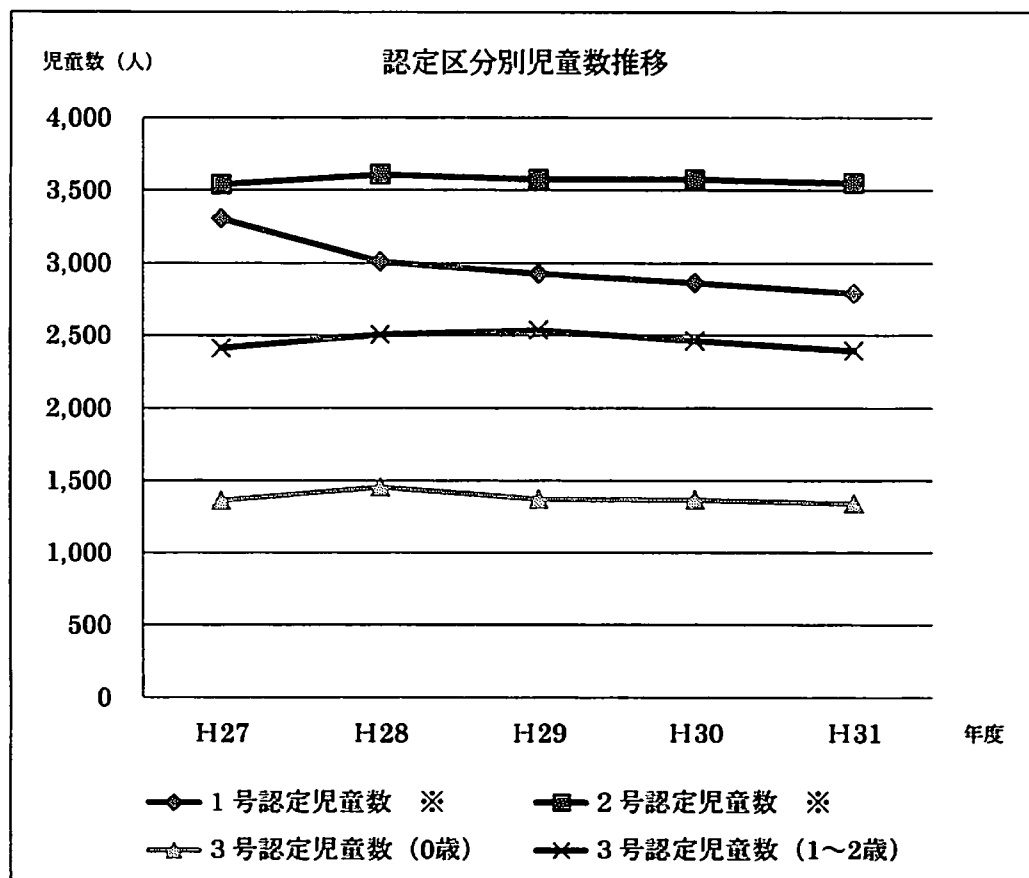
(参考) 保育に係る支給認定割合 当初計画値・実績値比較

		0～5歳児人口(人)	保育需要(人)	支給認定割合
当初計画値	H27	13,880	6,412	46.20%
	H28	13,615	6,377	46.84%
実績値	H27	14,716	7,315	49.71%
	H28	14,373	7,570	52.67%

・認定区分別児童数 (H27～H28は実績値, H29～H31は推計値。以下の表において同じ。)

	H27	H28	H29	H30	H31
1号認定児童数 ※	3,306	3,011	2,928	2,865	2,791
2号認定児童数 ※	3,540	3,609	3,576	3,575	3,550
3号認定児童数(0歳)	1,364	1,456	1,372	1,366	1,340
3号認定児童数(1～2歳)	2,411	2,505	2,535	2,462	2,394

※ 2号認定で教育希望の者は1号認定に含む



(3) 教育・保育の確保方策の検討

教育・保育の確保方策については、当初計画においては定員弾力化も活用しつつ、平成29年度末までに年間を通じた待機児童を解消することとしておりましたが、児童人口の推計値の上振れや、保育需要の増大により、達成が非常に困難な状況となっています。

このことから、国が平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」において平成32年度末までの待機児童解消が謳われていること等を考慮し、本市においては平成31年度における年間を通じての待機児童解消を新たな目標に、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援、地域型保育事業の導入のほか、企業主導型保育事業の推進等を行い、提供体制の確保に努めることとします。

これに伴い、当初計画の44ページ以降、「実施施策（1）幼児期の教育・保育の充実」の主な取組を次のように改訂します。

[主な取組]

(A) 当初計画の44ページ「(1) 待機児童の解消（量の確保）」の年間を通じた待機児童解消の目標を平成29年度（2017年度）末から平成31年度（2019年度）末に変更します。

(B) 当初計画の44ページ「(1) 待機児童の解消（量の確保）」の「確保方策⑤保育士の確保【拡充】」に、次の取組を追加します。

若い保育士の新たな処遇改善策として奨学金の返済補助に取り組むほか、潜在保育士の再就職支援として公立保育所において職場体験を実施するなど保育士の確保を積極的に進めます。

(C) 当初計画の44ページ「(1) 待機児童の解消（量の確保）」の確保方策として、次の項目を追加します。

確保方策⑥ 企業主導型保育事業の推進【新規】

企業、商店街等に企業主導型保育事業の導入を働きかけ、女性が働き続けることができる環境づくりを推進します。

【参考】当初計画 p.44 [主な取組]

(1) 待機児童の解消（量の確保）

市は、これまで、保育所の新規開設や増築等による定員増、入所円滑化による定員弾力化などにより定員の拡大に取り組んできましたが、いまだ待機児童の解消には至っておらず、特に3歳未満児に待機児童が多いことが課題となっています。

子ども・子育て支援において最優先の課題である待機児童の解消については、これまでの取組に加え、認定こども園の一層の普及、地域型保育事業の導入などに取り組み、平成27年度（2015年度）には年度当初の待機児童解消、(A) 平成29年度（2017年度）末までには年間を通じた待機児童解消を目指します。

確保方策① 認定こども園の普及

地域の状況や必要性などを考慮し、その普及に取り組めます。特に3歳未満児の待機児童の解消を図るため、私立幼稚園からの移行について働きかけや助言を行います。

確保方策② 保育所の新設・改修

私立保育所の新設や改修などを希望する事業者との協議を進め、施設整備に係る財政支援などを行い、定員の拡充を図ります。

また、公立保育所の民営化に当たっては、施設改修による定員のフラット化などを進め、3歳未満児の定員の拡充を図ります。

確保方策③ 地域型保育事業の導入【新規】

待機児童が多い3歳未満児を対象とするものであり、保育の質の確保を図るとともに、卒園後の継続した保育が可能となるよう、連携施設を確保した地域型保育事業の導入を進めます。

確保方策④ 認可外保育施設の認可保育所等への移行支援【拡充】

認可保育所や地域型保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対し、移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導を行うほか、国の補助制度の活用による財政的な支援などを行います。

確保方策⑤ 保育士の確保【拡充】

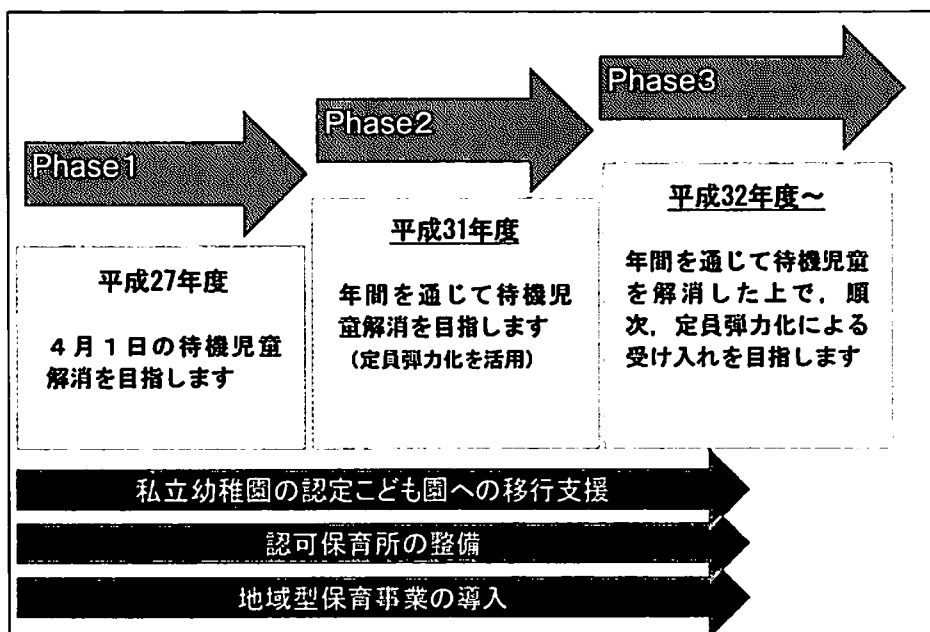
保育の担い手である保育士を確保するため、職員給与の改善等の処遇改善に取り組むとともに、国が策定した「保育士確保プラン」を踏まえ、岩手県保育士・保育所支援センターや指定保育士養成施設等の関係機関と連携を図りながら、人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の取組を進めます。

(B) (追加)

(C) (追加)

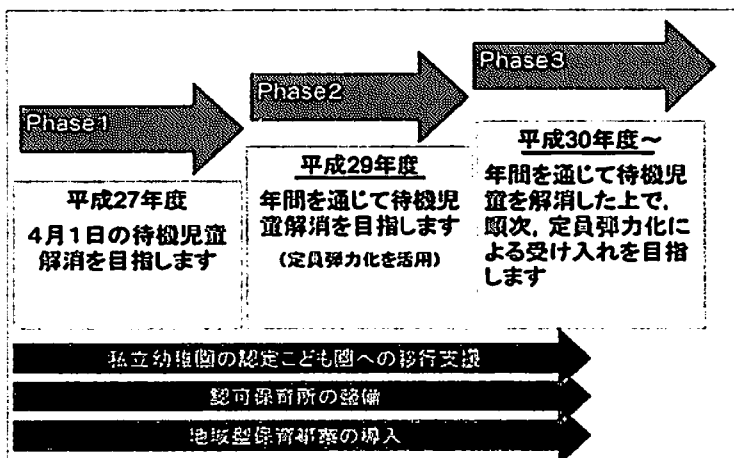
- ・当初計画の45ページ〔待機児童解消に向けた工程表〕を次のとおり変更します。

平成31年度（2019年度）末までに年間を通じた待機児童解消を図ります。



【参考】当初計画 p. 45 〔待機児童解消に向けた工程表〕

平成29年度（2017年度）末までに年間を通じた待機児童解消を図ります。



※ 平成31年度までの保育を必要とする子どもの量の見込み、保育定員（確保方策）及び定員の弾力化の見込みは次のとおりです。

(単位:人)

■3～5歳	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	量の見込み(①)	3,540		3,609		3,576		3,575		3,550
確保方策(②)	3,729		3,832		3,923		3,917		4,005	
特定教育・保育施設	3,729		3,832		3,923		3,917		4,005	
差(②-①)	189		223		347		342		455	
定員の弾力化										
不足	189		223		347		342		455	

(単位:人)

■0～2歳	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(③)	1,364	2,411	1,456	2,505	1,372	2,535	1,366	2,462	1,340	2,394
確保方策(④)	616	1,848	675	1,995	741	2,134	806	2,239	900	2,413
特定教育・保育施設	611	1,828	634	1,891	661	1,940	683	1,952	734	2,033
地域型保育	5	20	41	104	68	170	92	222	128	300
企業主導型保育	0	0	0	0	12	24	31	65	38	80
差(④-③)	△ 748	△ 563	△ 781	△ 510	△ 631	△ 401	△ 560	△ 223	△ 440	19
定員の弾力化	318	362	245	326	298	326	328	223	440	
不足	△ 430	△ 201	△ 536	△ 184	△ 333	△ 75	△ 232	0	0	19

- ・当初計画の47ページ以降の「教育・保育の必要な量の見込みと確保方策」の平成30年度及び平成31年度部分等について、次のとおり見直します。

① 市全域（各地区の合計）

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳児を中心に提供体制を上回りますが、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援、地域型保育事業の導入のほか、企業主導型保育事業の推進などにより段階的に提供体制の確保を進めるとともに、定員の弾力化等を活用し、平成31年度において年間を通じての待機児童の解消を目指します。

○ 教育・保育確保方策（区域：市全域）

（単位：人）

■1号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	2,865	2,791	3,091	2,986
確保方策(②)	3,789	3,767	3,826	3,826
特定教育・保育施設	2,426	2,696	2,826	3,348
認定を受けない幼稚園	1,363	1,071	1,000	478
差(②-①)	924	976	735	840

■2号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(③)	3,575	3,550	3,436	3,386
幼稚園預託	0	0	0	0
上記以外	3,575	3,550	3,193	3,147
確保方策(④)	3,917	4,005	3,841	3,814
特定教育・保育施設	3,917	4,005	3,841	3,814
差(④-③)	342	455	405	428

■3号認定子ども	見直し後				(参考)見直し前			
	平成30年度		平成31年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(⑤)	1,366	2,462	1,340	2,394	807	2,228	804	2,197
確保方策(⑥)	806	2,239	900	2,413	738	2,070	773	2,122
特定教育・保育施設	683	1,952	734	2,033	720	2,034	755	2,086
地域型保育	92	222	128	300	18	36	18	36
企業主導型保育	31	65	38	80				
差(⑥-⑤)	△ 560	△ 223	△ 440	19	△ 69	△ 158	△ 31	△ 75

② 河北地区

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳児において提供体制を上回りますが、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援、地域型保育事業の導入のほか、企業主導型保育事業の推進などにより段階的に提供体制の確保を進めるとともに、定員の弾力化等を活用し、平成31年度において年間を通じての待機児童の解消を目指します。

○ 教育・保育確保方策（区域：河北）

(単位:人)

■1号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	956	912	921	887
確保方策(②)	1,272	1,250	1,314	1,314
特定教育・保育施設	615	615	1,020	1,272
確認を受けない幼稚園	657	635	294	42
差(②-①)	316	338	393	427

■2号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(③)	788	748	660	651
幼稚園希望				
上記以外			660	651
確保方策(④)	906	903	880	880
特定教育・保育施設	906	903	880	880
差(④-③)	138	157	220	229

■3号認定子ども	見直し後				(参考)見直し前			
	平成30年度		平成31年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(⑤)	248	498	243	488	194	536	193	529
確保方策(⑥)	167	524	185	549	161	480	171	500
特定教育・保育施設	141	458	156	476	155	468	165	488
地域型保育	13	39	13	39	6	12	6	12
企業主導型保育	13	27	16	34				
差(⑥-⑤)	△ 81	28	△ 58	61	△ 33	△ 56	△ 22	△ 29

③ 河南地区

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、提供体制を上回りますが、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援、地域型保育事業の導入のほか、企業主導型保育事業の推進などにより段階的に提供体制の確保を進めるとともに、定員の弾力化等を活用し、平成31年度において年間を通じての待機児童の解消を目指します。

○ 教育・保育確保方策（区域：河南）

（単位：人）

■1号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	264	260	310	300
確保方策(②)	321	321	306	306
特定教育・保育施設	75	205	60	190
確認を受けない幼稚園	246	116	246	116
差(②-①)	57	61	△ 4	6

■2号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(③)	444	445	429	423
幼稚園希望				
上記以外			429	423
確保方策(④)	451	451	447	447
特定教育・保育施設	451	451	447	447
差(④-③)	7	6	18	24

■3号認定子ども	見直し後				(参考)見直し前			
	平成30年度		平成31年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(⑤)	200	338	197	321	108	298	108	294
確保方策(⑥)	113	293	119	306	106	277	106	277
特定教育・保育施設	98	261	98	261	106	277	106	277
地域型保育	6	13	12	26	0	0	0	0
企業主導型保育	9	19	9	19				
差(⑥-⑤)	△ 87	△ 45	△ 78	△ 15	△ 2	△ 21	△ 2	△ 17

④ 厨川地区

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、提供体制を上回りますが、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援、地域型保育事業の導入のほか、企業主導型保育事業の推進などにより段階的に提供体制の確保を進めるとともに、定員の弾力化等を活用し、平成31年度において年間を通じての待機児童の解消を目指します。

○ 教育・保育確保方策（区域：厨川）

(単位:人)

■1号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	435	420	586	548
確保方策(②)	571	571	586	586
特定教育・保育施設	431	571	446	586
確認を受けない幼稚園	140	0	140	0
差(②-①)	136	151	20	38

■2号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(③)	842	830	984	969
幼稚園希望				
上記以外			741	730
確保方策(④)	904	904	913	913
特定教育・保育施設	904	904	913	913
差(④-③)	62	74	△ 71	△ 56

■3号認定子ども	見直し後				(参考)見直し前			
	平成30年度		平成31年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(⑤)	314	586	308	562	172	475	171	468
確保方策(⑥)	195	519	213	552	168	461	178	481
特定教育・保育施設	167	445	175	457	158	437	166	457
地域型保育	25	67	31	80	12	24	12	24
企業主導型保育	3	7	7	15				
差(⑥-⑤)	△ 119	△ 67	△ 95	△ 10	△ 4	△ 14	7	13

⑤ 盛南地区

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、提供体制を上回りますが、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援などにより段階的に提供体制の確保を進めるとともに、定員の弾力化等を活用し、平成31年度において年間を通じての待機児童の解消を目指します。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、提供体制を上回りますが、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援、地域型保育事業の導入のほか、企業主導型保育事業の推進などにより段階的に提供体制の確保を進めるとともに、定員の弾力化等を活用し、平成31年度において年間を通じての待機児童の解消を目指します。

○ 教育・保育確保方策（区域：盛南）

(単位:人)

■1号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	685	685	601	581
確保方策(②)	805	805	795	795
特定教育・保育施設	485	485	475	475
確認を受けない幼稚園	320	320	320	320
差(②-①)	120	120	194	214

■2号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(③)	661	675	547	539
幼稚園希望				
上記以外			547	539
確保方策(④)	622	622	652	652
特定教育・保育施設	622	622	652	652
差(④-③)	△ 39	△ 53	105	113

■3号認定子ども	見直し後				(参考)見直し前			
	平成30年度		平成31年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(⑤)	300	493	294	482	155	429	155	423
確保方策(⑥)	178	437	184	450	154	384	154	384
特定教育・保育施設	136	347	136	347	154	384	154	384
地域型保育	36	78	42	91	0	0	0	0
企業主導型保育	6	12	6	12	0	0	0	0
差(⑥-⑤)	△ 122	△ 56	△ 110	△ 32	△ 1	△ 45	△ 1	△ 39

⑥ 都南地区

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳児を中心に提供体制を上回りますが、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援、地域型保育事業の導入のほか、企業主導型保育事業の推進などにより段階的に提供体制の確保を進めるとともに、定員の弾力化等を活用し、平成31年度において年間を通じての待機児童の解消を目指します。

○ 教育・保育確保方策（区域：都南）

（単位：人）

■1号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	500	490	612	591
確保方策(②)	750	750	755	755
特定教育・保育施設	750	750	755	755
認定を受けない幼稚園	0	0	0	0
差(②-①)	250	260	143	164

■2号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(③)	693	693	635	626
幼稚園希望				
上記以外			635	626
確保方策(④)	833	920	748	721
特定教育・保育施設	833	920	748	721
差(④-③)	140	227	113	95

■3号認定子ども	見直し後				(参考)見直し前			
	平成30年度		平成31年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(⑤)	245	452	240	444	154	424	153	418
確保方策(⑥)	125	380	169	466	121	382	136	394
特定教育・保育施設	113	355	139	402	121	382	136	394
地域型保育	12	25	30	64	0	0	0	0
企業主導型保育	0	0	0	0				
差(⑥-⑤)	△ 120	△ 72	△ 71	22	△ 33	△ 42	△ 17	△ 24

⑦ 玉山地区

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、提供体制を上回りますが、認可保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援、地域型保育事業の導入のほか、企業主導型保育事業の推進などにより段階的に提供体制の確保を進めるとともに、定員の弾力化等を活用し、平成31年度において年間を通じての待機児童の解消を目指します。

○ 教育・保育確保方策（区域：玉山）

（単位：人）

■1号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	25	24	81	79
確保方策(②)	70	70	70	70
特定教育・保育施設	70	70	70	70
認定を受けない幼稚園	0	0	0	0
差(②-①)	45	46	△ 11	△ 9

■2号認定子ども	見直し後		(参考)見直し前	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(③)	167	161	181	178
幼稚園希望				
上記以外			181	178
確保方策(④)	201	205	201	201
特定教育・保育施設	201	205	201	201
差(④-③)	34	44	20	23

■3号認定子ども	見直し後				(参考)見直し前			
	平成30年度		平成31年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(⑤)	59	97	58	97	24	66	24	65
確保方策(⑥)	28	86	30	90	28	86	28	86
特定教育・保育施設	28	86	30	90	28	86	28	86
地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育	0	0	0	0				
差(⑥-⑤)	△ 31	△ 11	△ 28	△ 7	4	20	4	21

4 その他の見直し

(1) 放課後の子どもの居場所づくり

当初計画の59ページ以降「実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり」の、主な取組に次の項目を追加します。

[主な取組]

(A) 当初計画59ページ「(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業）」の「ア 放課後児童クラブの整備」に次の項目を追加します。

○放課後児童クラブを利用できなかった児童

定員超過等により、放課後児童クラブの利用ができない児童が生じた学区については、優先的に放課後児童クラブの整備を推進するとともに、空きを待っている児童については、近隣のクラブの空き状況を情報提供するなど、早期の待機児童解消に努めます。

(B) 当初計画60ページ「(3) 児童館管理運営事業」に次の項目を追加します。

利用児童の増加が見込まれる施設等については、児童厚生員を増員するなど利用状況に応じた適正配置を図り、児童が安全・安心に過ごせるよう環境整備を進めます。

(C) 当初計画60ページの主な取組に次の項目を追加します。

(4) 新たな子どもの居場所づくりの推進

新たな子どもの居場所として、子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりについても支援します。

【参考】当初計画 p. 59～60 [主な取組]

p. 59

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業）

ア 放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブについては、新たに条例で定めた設備等の基準を満たすことができないクラブや小学校区内にクラブが設置されていない未設置学区があります。

クラブの新設や移転・分割を行う際には、保護者や放課後児童クラブ、地域の意見を十分にお聴きしながら、総合プランを踏まえて学校の余裕教室などを活用し、計画期間内の整備を目指します。

○設備及び運営の基準を満たすことができない放課後児童クラブ

平成26年度に既存のクラブを対象に調査したところ、設備の基準（児童1人につきおおむね1.65㎡以上）を満たすことができないクラブが7クラブ、集団の規模の基準（おおむね40人以下）を満たすことができないクラブが4クラブありました。

これらのクラブについては、運営主体と十分協議をしながら、その要望を踏まえて支援策を検討し、小学校の余裕教室の積極的な活用などを図りながら、計画期間内に基準を満たすことができるよう支援に努めます。

また、毎年度、登録児童の状況を確認し、基準を満たさないクラブが生じた場合は、基準を満たせない状況が継続する可能性について適切に判断した上で、整備の必要性を検討し、環境整備に努めます。

計画期間の量の見込みは、徐々に増加する傾向にあり、既存クラブの移転や分割などを支援しながら、環境整備に努めます。

○未設置学区

未設置学区は、16箇所あり、全児童数が100人未満の小規模学校区が5箇所、他学区の放課後児童クラブの利用実績がある学区が4箇所、利用実績がない学区が7箇所となっています。

未設置学区については、希望者の状況や今後の就学児童数の推移、近隣の放課後児童クラブ、児童館・児童センターの設置・利用状況等を踏まえて、設置の必要性を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講じます。

(A) (追加)

p. 60

イ 人材の育成、運営支援

放課後児童支援員等の専門性向上を図る研修の実施に引き続き取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を支援するため、実施場所を賃借しているクラブへの家賃加算を継続するほか、障がい児の受入れや小規模クラブの職員配置などへの財政支援の充実に努めます。また、障がい児の巡回指導に係る支援について検討し、その結果を踏まえて適切に対応します。

(2) 放課後子供教室推進事業

総合プランに基づき、多様な体験・活動の提供などに努めるため、学校施設や他の公共施設の活用について計画的な調整を行い、実情に応じて一体的又は連携による事業に発展するよう努めます。

(3) 児童館管理運営事業

児童館・児童センターの設置箇所数（39館2分室）は、中核市トップクラスにあり、地域の拠点として、その優位性を活かしながら児童の健全育成を図ります。

小学校区単位での整備を進めていますが、未設置となっている小学校区への整備や利用児童の増加が見込まれる施設等の拡充については、現在の利用状況や児童数の推移などを踏まえて検討を行い、小学校施設の活用などを含めて計画的な整備を図ります。

また、地域における児童の健全育成を図るため、児童館や児童センターを活動拠点とした母親クラブの活動について引き続き支援を行います。

(B) (追加)

(C) (追加)

(2) 児童虐待防止

当初計画の64ページ「実施施策(4) 児童虐待の防止」の、取組の方向性及び主な取組に次の項目を追加します。

[取組の方向性]

(A) ひとり親家庭をはじめ困難を抱える家庭に対し、訪問・相談等を中心に就学後においても切れ目のない支援を行い、児童虐待を未然に防ぐため、必要な体制を整備します。

[主な取組]

(B) (7) 子ども家庭総合支援センター事業【新規】

子どもや保護者に寄り添い、訪問等による継続的な相談・支援を行う拠点を設置し、児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応する体制の整備に取り組みます。

【参考】当初計画 p.64

「実施施策(4) 児童虐待の防止」

[取組の方向性]

- 虐待の発生予防や早期発見、早期対応等のために、岩手県福祉総合相談センターとの連携強化を図るとともに、子どもの養育相談や盛岡市要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図ります。
- 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通じて、妊娠や出産、育児期において、養育支援を必要とする子どもや妊婦がいる家庭の早期把握に努め、適切な支援につなげます。
- (A) (追加)

[主な取組]

(1) 児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）

盛岡市要保護児童対策地域協議会と連携して、養育の悩みを抱える家庭の解決支援を図るとともに、児童虐待の防止・早期発見に取り組みます。

(2) 家庭相談員活動事業

窓口や電話での相談のほか、必要に応じて家庭訪問を行うなど、安心して相談できる環境づくりに努め、家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行います。

市内の児童虐待相談は、岩手県福祉総合相談センターにも寄せられているため、日頃から連携を密にして情報の共有を図るほか、関係機関が実施する研修への継続的な参加により、職員の専門性の向上を図り、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業【拡充】

育児の孤立化を防止し、児童虐待の発生予防にも役立てる取組として、生後4か月を迎えるまでの乳児がいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組みます。

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、子育てに関する悩みの解決の手助けをします。

計画期間の量の見込みは、直近5年間の訪問実績がおおむね横ばいであったことから、平成25年度の実績（248人）で見込んでおり、今後も保健師等の訪問により適切に対応します。

(5) 通告義務・通告先の周知、地域における見守り

児童虐待の防止や通告義務・通告先の認知率向上のため、より広く効果的な広報啓発に努めます。民生委員・児童委員や関係機関などと連携を図り、効果的な情報の提供と共有を行い、地域における見守りの充実に努めます。

(6) 子育て世代包括支援センター事業【新規】

子育て世代の支援を行うワンストップ* 拠点の設置について平成27年度（2015年度）に検討し、保健師等が必要なサービスを調整し、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を実施します。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を実施します。

(B) (追加)

(3) 子どもの貧困対策

当初計画の76ページ「実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実」の、主な取組(3)子どもの貧困の防止を次のとおり改訂します。

[主な取組]

(A) (3) 子どもの貧困の防止【拡充】

子どもの貧困対策に係る実行計画を策定し、関係機関・民間団体・地域との連携の下、計画的・総合的な取組の推進に努めます。

また、市民が主体となって市内数箇所で実施されている子ども食堂について、情報発信・情報提供などの支援を行うとともに、取組が各地域に広がっていくよう、ネットワーク化やスタッフの資質向上に向けた支援を検討します。

【参考】当初計画 p.76

「実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実」

[主な取組]

(1) 保育料等へのみなし寡婦(夫)控除制度の導入【新規】

未婚のひとり親などについて、寡婦(夫)控除を受けたとみなして、保育料、住宅使用料などの利用料を算出し、該当する家庭の経済的負担を緩和します。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業【拡充】

生活保護受給者や生活に困窮しているひとり親等に対し相談支援を行うほか、就労・自立の意欲が一定以上ある人には就労支援を行い就職の実現につなげ、生活保護受給者等の生活の安定を図ります。

(A) (3) 子どもの貧困の防止【拡充】

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、生活に困窮している子どもに対し就学支援相談員による進学・就学支援を行うほか、平成27年度(2015年度)から学習支援についても取り組めます。

(4) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等を対象に、就業相談・就業情報の提供などの就業支援サービスや、養育費の相談などの生活支援サービスを提供するほか、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を開催し、母子家庭等の生活の安定を図ります。また、母子家庭や父子家庭の親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給するなど、主体的な能力開発に取り組みやすい環境を整備します。

盛岡市子ども・子育て支援事業計画
改訂版
《平成 年 月》

発行 盛岡市
編集 盛岡市子ども未来部